

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【17】」

2. 日時：令和3年8月18日(水) 16時00分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官※、鈴木主任安全審査官※、畠山安全審査官、  
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長※、山下係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について
- ・資料-2 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計について
- ・資料-3 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計に関する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性について
- ・資料-4 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(抜粋)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。はい、それを規制庁の今野です。それでは、
0:00:09	関西電力、関西電力大飯大飯は、すいません、関西電力、大飯発電所 34 号機の火災感知器増設に係る設計及び工事計画の認可申請についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:25	それでは、まず関西電力のほうから前回のヒアリングでの確認事項等に対する説明をまず関西電力の方からお願いします。
0:00:38	関西電力原子力事業本部、ウシジマでございます。よろしくお願いいいたします。それと本日は、別途資料ですねと四つ御用意しております。本日の御説明の進め方でございますけれども、
0:00:54	終了が 1 から 4 までございまして、資料 1 はですね、審査会合に向けてのコメント回答ということを用意して PowerPoint イメージで作成した資料でございます。これは後程とさせていただきます。
0:01:10	で、資料 2 と資料 3 がございます。資料につきましては、それと抱え感知器の設計ということで、ほぼ今回の放射線量が高い場所の感知器の設計に関する事項を追加して盛り込んだ資料でございます。こちらが資料 2 となっております。
0:01:29	あと加えて、別途資料 3 というところで、それと今回ですね、道路が十分な保安水準ということに照らしても、整理をいたしましたものが資料 3 として用意させていただいております。
0:01:45	それと今回ヒアリング食うにつきましてはですね、ちょっとまずこの資料 3 と資料 2 でもってですね、これまでにちょうだいしました。ご質問等も含めて、整合化移動しつつですね、これ、こちらの生かさせますところ、これ説明したいと思っております。
0:02:04	この後また資料 3、続きまして資料 2 ということで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。
0:02:14	規制庁の伊ワノです。問題ありませんので、続けて説明をお願いします。はい、承知いたしました。ありがとうございます。それではまでお手元皆様すみません側の資料 3 のほうを御確認くださいませ。
0:02:30	それと前回ヒアリングでですね、当社線量高い場所を含むエリアの技術基準の適合高専ついてということで、これこちらのほうで資料取りまとめたものでございますが、赤字のほうでですね、前回からヒアリングからタナカ変更加えてございます。
0:02:48	それとこちらの中身につきまして、クマクラの方から説明させていただきます。
0:02:55	また連絡クマクラでございます。資料 3 について御説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	本資料につきましては、先ほどウシジマからありましたように、8月4日に行いましたヒアリングいただいたコメント、そう適正かつ低タカハシとして、今回提出させていただいております。
0:03:15	まず1ページ目でございます。
0:03:17	中ほどにですね、過去これまでの経緯としまして、これまでの経緯をお示しております。
0:03:25	再感知器のバックフィットにあたって明確さ明確化された点についてでございますが、火災区域または火災区画に異なる感知器、感知器を消防法施行規則または同等以上の方向で設置する、そういったものでございますが、
0:03:40	交錯しましては、本設工認において、感知器の配置設計として火災区域または火災区画を細分化したエリアごとに
0:03:50	スズキの配置設計を行うことで、基準要求への適合性をこれまでお示してました。
0:03:58	今回、その細分化したエリアの地交差点料が高い場所、このエリアについては対応できる感知器の種類が提言されたりですとか、感知器を設置する際の作業員の被ばく線量といった観点から、層厚施行規則にのっとった設置が困難。
0:04:15	異なるため、その下にあります1ポツ、技術基準規則に適合するための火災感知器の設計目標についての(1)入れ基準規則への適合し、
0:04:27	こちらに記載しております通り、⑤⑥⑨⑩といったこれまで当社がお示してました一部のエリアについて、
0:04:37	記述できる基準規則の解釈の8柱書をですね適用し、十分な保安水準が確保できるように、火災感知器を設計することで入れる基準規則に適合する方針として、本資料は、その点について説明する資料となっております。
0:04:55	続きまして2ページ目をお願いします。
0:04:58	(2)火災感知器の設計において過去べき十分な保安水準の定義ですか、こちらについては前回のヒアリング時点での平気と変更はございません。火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定し、
0:05:13	早期の火災感知及び消火を行えること、こちらについて十分な保安水準として定義してございます。
0:05:21	ここで定義しました保安水準の定義の中にありますか会合防潮重要な機器等に対する火災の影響を限定し、そういった部分につきましては、
0:05:31	最高工場重要な機器等が設置されている火災区域または火災区画で発生した火災を早期感知することで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	速やかな火災の状況確認であったり、初期消火活動できるようにする必要があると、あとさとして考えてございます。
0:05:47	本設工認においては、火災区域または火災区画括弧に複数のエリアに細分化してそのエリアごとに、消防法施行規則に基づき、感知器の配置設計を行ってございますので、
0:06:01	このエリア内で火災が発生した場合は、下階を保管して、火災の状況確認と所諸規則活動につなげることで、
0:06:12	エリア内に設置された火災防護上重要な課題防護上重要な機器等への火災の影響を最小限にとどめおかやまエリアに設置される機器等への悪影響をす
0:06:24	スポーツタイプと、当社として考えてございます。
0:06:28	減少の安全停止機能を有する機器等を査定技術の後また閉じ込め機能を有すると、これらは火災防護上重要な機器等としてございますが、これを踏まえ、それぞれにおける
0:06:43	火災影響をする観点を、こちら2ページの中ほどのポツ、b特区に示してございます。
0:06:52	ポツですが、こちらは原子炉の安全停止機能を有する機器等が設置されるエリアですが、
0:06:59	エリア内における火災の影響範囲を局所化し、
0:07:02	エリア内の火災が発生を早期完成する必要があるというふうに考えてございます。
0:07:09	続きまして、bポツですが、こちらはポツ以外のエリアとしておりまして、それが査定物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する機器等の設計やそういうもの含まれてございます。
0:07:21	こちらにつきましては、管理区域からの放射性物質の漏えいを防止するため、
0:07:26	エリア内からエリア外の火災影響の拡大兆候を早期感知する必要があるというふうに考えてございます。
0:07:34	今回設計目標設定する。⑤⑥⑨⑩といったエリアは先ほど申しましたように申しましたBに分類されるエリアのみとなっておりますので、
0:07:47	該当する四つのエリアについては、エリア内の火災によって発生する煙及び雰囲気温度の上昇により、阿多影響の拡大を掃気監視エリア外への火災影響することを設計目標として設定いたしました。
0:08:04	この設定した設計目標に対し、発生しているかどうかを確認するために、3ページをお願いします。こちらの(4)設計目標、設計目標達成の確認方法としまして、その観点を3.1及び官邸にとして記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:23	観点。
0:08:31	やはりそう含めエリアの放射線や条件等のイワノです。すいません。ちょっと今説明音声途切れたような感じがするんですけど、ちょっと10秒前ぐらいなんですけど、もう一度ちょっとその辺りから説明していただいてもよろしいでしょうか。
0:08:48	承知しました。
0:08:56	ただAPDトップのところから名僕のところ辺りは聞こえておりましたでしょうか。
0:09:06	そうですねー。
0:09:12	すみません、Bエリアのみであるところからとことか辺りいろいろ原子力保安別システムのこちらのほうで聞こえますでしょうか。はい、すいません、規制庁の止野です。Bエリアのところは確か聞こえてたと思うので、そこからお願いします。
0:09:30	わかりました。
0:09:33	はい。
0:09:34	3歳での原子力事業本部です。メインのところは終えていたということで、その国のところですね、(4)の3ページ(4)設計目標達成の確認方法、こちらのところから、再度御説明させていただきたいと思います。
0:09:52	(4)設計目標達成の確認方法
0:09:57	そこは先ほど説明しました設計目標に対して達成しているかどうかを確認するために、こちらにお示しました関係について安定にそういったところで見て確認をしていくというふうにさせていただきます。
0:10:12	その観点1としましては、発生感知器の設置選定及び配置設計としまして、放射線が高い場所を含むエリアの放射線や環境条件等を考慮した上で適用可能な式を選定し、
0:10:27	異なる感知方式の感知器を組み合わせることで徹底していることをしております。
0:10:33	3.2としましては、完全に係る技術的評価としまして、エリア外で発生した火災の影響の拡大兆候を監視しているエリア外での火災の悪影響を防止できることとしてございます。
0:10:47	以上述べました。この二つの観点から設計を確認することで、設計目標達成しているのかっていないのかをこの非常に的を確認してございます。
0:11:00	次のページをお願いします。4ページでございます。
0:11:04	2ポツ往査線量が高いましよう含む各エリアにおける火災感知器の的傾向深層具体的な設計でございます。
0:11:13	こちらにつきましては⑤⑥⑨⑩の各エリアの設計をまとめて記載してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:21	こちらの設計につきましては、前回御説明させていただきました概要から趣旨について変更はございません。
0:11:30	次のページ 5 ページをお願いします。
0:11:33	5 ページからは 3 ポツ、各エリアの設計の技術的な妥当性評価。
0:11:38	済ませて各エリアについて、先ほど説明しました核の観点から設計を確認しても結果を記載してございます。
0:11:48	(1)は⑤化学体積制御設備た転倒バルブですと、
0:11:53	⑥使用済み燃料ピット一辺倒バルブ室、
0:11:58	今回記載しております。
0:12:01	安全 1 については、Eぽつに記載してございます。
0:12:07	⑤、⑥の脱線と設定については、えいやない電気が放射線量が高い場所でございますので、アナログ式の火災感知器の交差点による影響や、
0:12:17	感知器の設置、もしくは保守点検時における作業員の被ばくが想定されてございます。
0:12:24	このため、エリア内を開口部や換気による空気の流れといったものを考慮しまして、アナログ式の熱感知器とアナログ式の煙感知器を放射線量が比較的低い 100 枚に設置する設計としてございます。
0:12:39	配置については、第 1 の一部及び次のページの第 1-22 で示してございます。
0:12:48	これより環境条件等を考慮して、適用可能な異なる感知器を組み合わせで検定していることから観点 1 について満足していると評価してございます。
0:13:00	続きまして観点についてですが、こちらのポツに記載してございます。
0:13:06	前等設置エリアは点検用の開口部、
0:13:10	及び排気ダクト以外はコンクリート壁で囲まれたとなっております。
0:13:15	今の空気の流れは海脚の反対側にあります点検用開口部こちらから吸気し、排気ダクトから排気する流れとなっております。
0:13:25	このことから、火災により発生した煙及び熱といったものは排気ダクトへ向かう空気の流れを踏ま踏まえた踏まえると、
0:13:35	はい、委託前進入して、100 万円は、エリア内と同等の雰囲気になると考えてございますので、
0:13:41	エリア内で発生した火災の拡大兆候を特にてそうすることが可能であり、観点についても満足していると評価してございます。
0:13:53	以上踏まえ観点 1 及び観点にも満足していることから、設計目標を達成し、技術基準規則に照らして十分な保安水準が確保できていると⑤番 6 年以前については評価してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:09	続きまして、7 ページの(2)⑨使用済み樹脂貯蔵タンク施設こちらについて記載してございます。
0:14:18	3.1 については早いポツに記載してございます。
0:14:22	⑨の消火水フッ素判決については、エリア内が放射線量が高い場所ですので、アナログ式の火災感知器の交差点による影響であったり、火災感知器の設置はこち点検時における作業員の被ばくランプオーケーされます。
0:14:38	そのため部屋内の開口を夜間による空気の流れを考慮して、アナログ式の熱感知器とアナログの煙感知器を交差点量が比較的低いざくつと何する設計としてございます。
0:14:51	ITにつきましては、次のページ、8 ページ、第 1-4 ページを示してございます。
0:14:57	これより環境条件等を考慮して適用可能な異なる感知器を組み合わせて選定していることから、3.1 について満足していると評価してございます。
0:15:09	あけにつきましては、次のページですが 6 フローのところにお示してございます。
0:15:17	小済み樹脂槽タンク実は天井面に設置されています線源をの
0:15:23	点検用のコンクリート蓋以外は、コンクリート壁で敷設された空間となっております。
0:15:28	初期の流れはコンクリート蓋と天井面の隙間から寄付されたダクトから排気される流れになってございます。
0:15:40	このことから破壊がまたによりファクス停車煙であったりねといったものはやはりダクトへ向かう空気の流れを踏まえると、排気ダクト内へ浸入して挨拶はエリア内と相当の雰囲気になるというふうに考えてございますので、
0:15:56	エリア内に発生した火災の拡大兆候早速にて早期感知することが可能であり、観点について満足していると評価してございます。
0:16:06	以上を踏まえて観点 1 及び官邸にも満足して、ここから設計目標達成しており、技術基準規則に照らして十分なパーティー券を確保できていると。
0:16:16	⑨のエリアについては評価してございます。
0:16:20	続きまして 10 ページの(3)は、⑩炉内計装用シンプル配管室について記載してございます。
0:16:29	3.1 につきましては、こちらについても、特に期待してございます。
0:16:34	当該ラインにつきましては、入口付近をつきエリア内便益が放射線の高い場所でございますので、
0:16:41	アナログ式の火災感知器、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:43	放射線による提供であったり、破壊感知器の設置はこっち点検時における作業員の被ばく、そういったことが想定されます。
0:16:52	このため、エリア内の空気の流れなどを考慮して、エリア内にアナログ式でない感知器を削減量が比較的軽微入口付近アナログ式の熱感知器、
0:17:03	はい。
0:17:04	それとアナログ式の煙感知器でこれらに加えて、空気の吹き出し口となるループ室内の線量の低い場所の実験 6 式の煙感知器を設置する設計としてございます。
0:17:16	配置につきましては、次の 11 ページの第 1-6 図と、次ページの 1-7 に示してございます。
0:17:26	これより環境条件等を考慮して、適用可能な異なる感知器を組み合わせで選定していることから、斑点位置について、していると評価してございます。
0:17:37	続きまして感染についてですが、ロープに期待してございます。
0:17:43	炉内計装用シンプル配管室は入口扉、
0:17:47	入口扉付近にございますので、それ考え
0:17:51	原子炉容器本体周囲の隙間以外はコンクリート壁で計画されているというか、となつてございます。
0:17:59	その室内の空気の流れは入口付近増。
0:18:02	上部の立坑にございます。班員より給気しまして、原子炉容器本体収益周囲のですね、隙間から排気されて、原子炉サポートクーラー法で配管貫通部よりループ室内へ流れていくといった流れになってございます。
0:18:19	原子炉容器周辺の隙間に配置され排気されず空気は、
0:18:25	原子炉容器規格から原子炉サポートクーラー本ペーパーRCS配管貫通部かれる犠牲流れています。
0:18:36	このことから、火災感知器と熱方式としては、エリア内の熱感知器認定して、煙感知方式としては、エリア内入口付近の煙感知器を加えて、付近の流れを考慮し、考慮して、ループ室内の線量の低い場所に設置し、
0:18:53	しております煙感知器店舗へ移管することが可能であるというふうに考えますので、
0:18:59	エリア外で発生した火災の拡大兆候をすることが可能であり、仮定について満足していると評価してございます。
0:19:09	以上を踏まえて、3.1 及び完全には満足していることから、設計目標を達成している規則に照らして十分な保安水準が確保できると 30m のエリアについて評価してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:24	以上が今回議論となっております各エリアの設計の詳細と設計目標を満足しているかの評価でございます。
0:19:34	今回御説明しました⑤⑥⑨⑨の大阪原料が2人は重複メディアはいずれも設計目標を満足しており、十分な保安水準が確保できていると評価してございます。
0:19:49	以上で説明資料資料の説明は以上でございます。
0:19:55	関西電力で処理業務ウシジマでございますが、今たまたま資料3のほう、クマクラから御説明いたしましたけれども、引き続きの御説明で恐縮なんですけれども。それと資料4のすいません。先ほど資料2と申し上げました資料4のほうでも御確認くださいませ。
0:20:14	ちょっと補足説明資料の抜粋となっております、先ほどの資料にも絡むのですが、3.2というところですね、感知器が感知できる性能に関するところにつきまして、前回ヒアリング作業がですね。
0:20:30	コメントいただいておりますので、装填もですね、こちら資料4のほうに反映しておりますので、タケダのほうから御説明いたします。
0:20:39	YKTと関西電力原子力事業本部の武田です。よろしくお願いいたします。前回のヒアリングでのコメントにつきまして、そうなの関連しましたので、そこが確認いただきます。
0:20:55	資料4-2 ページ目を
0:20:59	奥田総務総合診断の上のですね、前回コメントいただいたときに、弊社のほうから口頭で補足説明させていただきました内容を同期の評価根拠について詳細を示すと。
0:21:17	138枚池こみ記載してございます。まず2ページには煙感知器の関連性について、施設が防災メーカーの仕様の試験のスペック20から40cmでの作動試験を行っている。
0:21:34	のではあるけれども、
0:21:38	それを超える環境下での試験が実施していない、また、条例や文献等の調査を行いましたけれども、現場誤差等に関わる記載のところはありましたが、監事性能を担当するものにつけられなかったというものです。
0:21:54	しかしながら持ち込み可燃物による一般的な火砕文章火災を想定した場合、火災の進展に伴い、コンクリートで閉塞されたエリアの権利の換気側から見れば現行率。
0:22:10	が90%程度に最大達するということと、活動流れによって火災による煙が換気ダクト内に流れ込むということが容易に想定されます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:22	で、これ海盆されたエリアでの乱流による煙の拡散を考えますと、煙濃度はそんなに薄まると。
0:22:32	いうことは容易にわかるんですけども、一定方向にテレビ風が流れるダクト内では乱流はまあほぼなく煙濃度が十分に火災、
0:22:45	いうものにあつた際の煙感知器の到達、10%を超えることを、が容易に想定できるものであるということをここで記載してございます。
0:22:56	以上より、換気ダクト内に設置する煙感知器は十分に反省でもあればというふうに考えてございますので、当
0:23:07	風速に関わるところのコメントもございましたので、なお書きで、図の一般的には風速が速い互助権利の粒子が監事内部に到達する時間が早いことから、感知器の応答時間は速くなるものというコミュニティとのがあつた、前回のヒアリングの際に、
0:23:26	答えた内容に
0:23:29	で記載を特にとりますけれども、ここは可能。
0:23:34	煙粒子が換気内部到達して、煙感知器のまあ構造上、その活動の流れで、県民の粒子が換気内部に侵入して感知器がその粒子を掴みやすくなると。
0:23:49	ということが趣旨でこの記載をしてございます。
0:23:54	続きまして、3 ページ目をご覧ください。
0:24:00	告げ使うときのほうでございます。熱感知器のほうの感受性の評価につきましても、下段のところですね、上記の評価根拠について詳細を示すということで、これも同様な記載を追記して、
0:24:18	ございます。熱感知器の感知性能につきましては、同様に一般的な火砕まくり強化されていたものを想定して、火災の進展に伴い、エリア内の温度が 950° から 1200 度程度に達する。
0:24:34	ISO-834 標準化温度を参照し、この温度をここに記載してございます。
0:24:41	コンクリートで属された狭いエリアであるということから、火災により発生した熱は 100 と何でプールとして流れ込み常時ネットのあるかもということが容易に想定できます。このため、動作温度 65°C、
0:24:57	の熱感知器による感知器は十分に可能であると考えられていることがあっております。なお、一般的に風速が速いほど、熱郭の感知器ないので、関連設備に到達する時間が早いことから、
0:25:12	感知器の応答時間は早くなるものというふうに考えてございます熱感知器につきましては、熱の感知部分正美下の部分がむき出しになっているといった行動のところからもカ店による影響としては、
0:25:30	すべて間分でも早くなるというふうに今一般的に考えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:36	ございます。
0:25:38	資料 4 の反映箇所につきましては以上でございます。
0:25:45	それと最後に資料 2 でございますがちょっと資料に反映したところの紹介だけをさせていただきます。ウシジマでございます。それと資料 2 のほうはですね、前回のヒアリングの際に、
0:26:01	それと一番最後の 63 ページですか。今回の感知器の設置のたいのですね。そして元気の点検内容とか作業交通タナカの設置時の交通とかは記載があったのですが、1000 検知の工数とかの記載がないんですねと。
0:26:21	ということでコメントいただきましたので、その点を資料 2-693 ページ、64 ページのほうには反映してございます。
0:26:29	以上がですね、資料 3、資料 4、資料 2 でもってですね、前回の御質問等について、ご確認いただきましたRicker波ここですね、ご確認いただいた内容につきまして、ご質問等あればお受けしたいと思います。
0:26:50	よろしく申し上げます。
0:26:56	規制庁のイワノです。説明ありがとうございます。ちょっと確認なんですけど、前回の安全重要度分類事業とってらしてAとダクト内のラックと同じじゃない。56 番、5 と 5 番と 6 番のエリアの脱塩塔の
0:27:12	取り扱いと過去の経緯とかはどういうふうに過去、過去どういうふうに整理して貯蔵設備としていないってところの何か事実関係の経緯を確認してくださいってことを言ったと思うんですけど、これは今までの説明とは別に、後でまた説明されるってということですかね。
0:27:32	関西電力ウシジマでございます。今、今しがたの資料の中に入れておりませんで失礼をいたしました想定につきまして、これから今冬でもって恐縮なんですけど、ご説明させていただければと思います。
0:27:48	前回ですね、このヒアリングの中でですね、放射性物質の貯蔵ということにかんがみまして、安全上の重要度分類指針のPSにというところからから見て、そこをどうとらえて整理していたのかというご質問いただいております。
0:28:08	前回も今まさにですね、重要度分類の表を共有いただきながら、ご確認いただいておりますけれども、そのPS2 のところの定義はですね、損傷とか故障によって積雪深の著しい損傷とか、
0:28:28	燃料破損費用を通さないけれども、敷地外の過度の放射性物質の放出をするなる構築物、系統機器と、まああの定義がそのようになってございます。この中でPSにはですね、重要度分類上機能は 123 というふうに機能分類用がなされております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:47	私ども、再稼働の際のですね、申請に当たりまして、このPSの中でのですね、括弧の片括弧2というところがございます、冷却材圧力バウンダリに直接接続されてないものであって、
0:29:03	放射性物質を貯蔵する機能挙動貯蔵機能というところがですね、ここにミートしているものと言う解釈をいたしまして、このPS2のこの片括弧2の圧力バウンダリに直接接続されてない放射性物質を貯蔵する機能、
0:29:21	というところからですね展開しまして、具体的な設備がですね、契約等にも整理はされているのですが、気体廃棄物の処理設備といったものを抽出してございます。併せて一つランク上がるのですが、
0:29:38	PS3のほうでもですね、同じ貯蔵機能のところ、液体廃棄物と固体廃棄物が出て参ります。それはそういったところで挙動機能といったところを細工火災稼働の審査の際にはですね。
0:29:53	これは休日したという経緯でございます。今5番6番のところですね、化学体積制御システムのぜひ説明安全面の半分だ点等の部分なんですか。
0:30:09	これはどこに該当するかと申しますと、このPS-2の中の下(1)で冷却材を内蔵する機能ということで、RCSのバウンダリに接続され定例拡大を内蔵している機能のところに該当しておりますので、
0:30:25	私ども再稼働の申請の際はですね、ここではなくて、放射性物質の貯蔵機能というところで、先ほど申し上げたような気体固体低放射性廃棄物の処理並びにちょというところと、あとそれと使用済燃料ピットですね。
0:30:43	そういったものを対象したという経緯でございます。すみません、ちょっと資料が今回の中になくて口頭になって恐縮なんです、御説明したい趣旨は、以上でございます。
0:30:59	報道
0:31:03	そういう整理をします。
0:31:06	はい。
0:31:07	規制庁のイワノです。とりあえず今もして説明についてはそう1日しました。
0:31:15	少々お待ちくださいなんかシートに落としてもらったほうが、
0:31:20	それから、
0:31:21	1ヶ月規制庁スズキです。今のPSRにのこのところの説明については新規静的の説明資料は、
0:31:31	最後残っているのかいないのか、確認できますか。
0:31:38	はい、メーカーさんウシジマでございます。弊社からですね再稼働の申請の際に残っている資料で対象範囲を明確にしたものとしましては、設置許可段階の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	まとめ資料で、このPSにもこの部分に積み立ててという説明のところございませんけれども、
0:31:58	それ等放射性物質の処理施設とで使用済み燃料ピットを抽出したということはまとめ資料に書いてございまして、その結果形態は今審査いただいている硬い防護に関する説明書の中に表という形で、
0:32:14	出てきていると、こここういった流れでございます。
0:32:18	規制庁鈴木です。ありがとうございます
0:32:27	伊ワノの方に連絡していただけますでしょうか。
0:32:33	関西の木嶋です。承知いたしました検証するケースお願いしますそれ一応確認してですね、ちょっともし理解できないところがあったらまたちょっとお聞きするかもしれませんのでよろしくお願いします。以上です。
0:32:48	火災ウシジマでその旨も承知いたしました。
0:32:55	あ、すみません、規制庁の伊ワノです。ちょっとさっきのやりとりがですね、一部ちょっとこちら聞こえてなかったかもしれないんですけど、ちょっと私にご連絡いただけるものだけちょっともう一度発議格差確認させていただいてもよろしいでしょうか。
0:33:11	はい。関西ウシジマでございます。今鈴木様からおっしゃっていただいたところはですね、再稼働審査の際に、設置許可並びにと工認の段階でございますね、それと放射性物質の閉じ込めに関するあの機器をですね、抽出したところがわかる箇所。
0:33:30	そのこの該当箇所について、今の様に御連絡するよにということで承りました。そこで持ち分何か確認事項があれば、またご連絡いただけると、そのようなやりとりがございました。以上です。
0:33:48	規制庁の伊ワノですありがとうございます。ちなみにその該当するような資料っていうのは何か前回、
0:33:55	設置新基準の接工認の資料の火災防護のところ、火災防護の添付し添付資料の中で、表みたいになってますよね。あれがもう一度出てくるっていう感じなんですか、それともあれ以外の何か別の資料が出てくるっていうふうなことを考えたらよろしいでしょうか。
0:34:16	はい。関西の比留間でございます。今御認識いただいている設定設工認の中に電話ですね説明書は該当箇所はご認識されている通りで、放射性物質の機能に関して、抽出された機器が、
0:34:32	表となっているものにページ程度のものでございますが、そこは当該箇所でございます。あわせまして、その上流側の設置許可の段階のまとめ資料でも

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ですね、その抽出のところについて触れてございますので、そちらとあわせてっていう連絡ということでございます。
0:34:53	規制庁の今の是正処置しましたじゃあ背この前の設工認の資料と人と別の資料としてはその許可のまとめ資料が出てくるということで承知いたしました。ありがとうございます。
0:35:07	では、すみません、とりあえず先ほどの安全重要度分類の関連のものについては、ちょっといただいた資料を、資料を提出していただいてそれからちょっともう一度確認したいと思います。
0:35:20	で、えっとですね。では
0:35:23	今回の
0:35:26	提出していただいた審査会合資料の中身の点について、ちょっと幾つか確認させていただければと思うんですけども。
0:35:35	まず1個目のところで資料としては、③番の資料を三番目の資料を用いて説明していただいていたと思うんですけど、我々としてはちょっとまとまっている資料1について、
0:35:53	能美全体的な内容を見て確認したりしていましたので、ちょっと資料を一応ここを見ながらちょっとあの確認させていただければと思うんですけども、資料1の基底規制庁スズキですいませんですか。はい、お願いします。
0:36:09	資料1を見ながら右ですけど、関西電力としては、資料を34を
0:36:17	説明しているので、資料1と資料三、四のどこに該当するかっていうのを指し示しながら話したかかないと。
0:36:28	ちょっとリンクがとれないと思うのでそこだけちょっと配慮してください。
0:36:34	規制庁の今野です。承知しました。
0:36:37	そう。
0:36:38	進めてください。はい。
0:36:52	はい。規制庁の伊ワノです。
0:36:57	まずですね、まず全体的な
0:37:01	目標の考え方、目標を立てるにあたってですね、どういう考え方でそういう目標を立てたかっていうちょっと全体的な話を確認させていただきたいんですけども。
0:37:19	まずその火災防護審査基準の影響、火災防護審査基準において、前回火災防護審査基準で影響を限定するってところの考え方を確認させていただいたんですけども、今回の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:37	関西電力の方で立てられた目標立てられたその考え方っていうのは、その火災防護審査基準で言っているところでは、その区画単位で区画から外区画内に火災の影響を限定するっていう意味だったので、
0:37:54	それ、その区画っていうエリアに置き換えて、エリア内に火災の影響を限定するっていう考え方のもと、今回説明してもらったような
0:38:07	設計目標なりを立てたと、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。
0:38:17	関西電力ウシジマでございます。今ご確認いただいた点はですね、先ほどクマクラのほうから御説明させていただいた資料3ですね。
0:38:28	それと2ページのところのですね、十分な保安水準の経緯の(2)を踏まえた上で、(3)のところを今、伊ワノ様がおっしゃっているところに解決するかと思いますが、設計目標としてですね。
0:38:44	対象の一段名がもともと基準要求が区域、区画で発生した方には早期感知するということがございます。その上で、私たちとしてというところが第2パラグラフの不備書いてございますけれども、
0:39:00	本設工認ではというふうに書いてございますが、その区域区画内容私たちは細かい複数のエリアで再投下しましたと、そういったところで、その中でエリア単位に着目してエリアの中で火災が発生したときに、そこで早期感知して、
0:39:18	勉強を他のエリアですね、影響を債することを最小限に止めるということを設計目標として立てた次第でございます。今ご確認いただいているところはこの記載に関わるところの確認かと。
0:39:35	理解をいたしました、いかがでしょうか。
0:39:38	規制庁の伊ワノです。確認該当箇所についてはそこで相違ないと思います。ちょっとつきになったのが、さっき他のエリアへの影響を最小限にとどめるっていうふうの説明されてたんですけど、他のエリアにある重要な機器等に
0:39:55	影響はあるっていうことなんですかねそれとも影響がないように、
0:40:00	エリア内に影響を限定するっていうことなんでしょうかちょっと設置区画に細かいところですけど確認させていただければと思います。
0:40:11	火災電カクマクラでございません。
0:40:13	今、伊ワノさんがおっしゃっていただいたことを決してけれども、
0:40:19	／エリア内の火災よりエリアのここにある機器に対して影響を及ぼさないと、そういったことをお示したものでございます。
0:40:37	規制庁の伊ワノです。すいません目標昭和エリア内エリア外の重要な機器っていうのには影響が及ぶことになるんですかねそれとも及ばないことになるんですかね。
0:40:53	関西電カクマクラで及ばない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:56	及ばないです。
0:41:00	規制庁のイワノですと想定しました。
0:41:04	エリア外にある重要な機器には影響が及ばないように、目標設定されているということで理解しました規制庁スズキです。ちょっと今の話のところはあまり明確に
0:41:17	確認ができてない気がするので、
0:41:20	私の方から補足で。
0:41:23	いいまして、資料3-2、2ページの
0:41:28	両括弧3の2段落目の最後の3行ですね。
0:41:33	エリア内に設置された火災防護上重要な機器等への火災の影響は最小限にとどめましょうと。
0:41:42	それはエリア内で早期に感知、
0:41:45	するからですよってということですね、
0:41:48	それに加えて、多分以遠さ設置される機器等への影響を防止するわけじゃなくて、悪影響はないようにするってということですよ。
0:41:59	だから波及はするかもしれないけど悪影響はないんだと、そこを目指すんです。そういうことでいいですよ。
0:42:10	関西電カクマクラです。今鈴木様が
0:42:14	御説明させたところ薄片いただいた内容ですが、おっしゃる通りで、他のエリアに早速設置される機器、
0:42:22	東映は
0:42:25	等へ悪影響をする、そういったことを今してございます。
0:42:29	はい規制庁鈴木です。ありがとうございます。
0:42:33	用語がなかなかやっぱり難しくてですね、影響って言っちゃうだけだと。
0:42:39	どんな影響なのかよくわからないので、火災の影響は波及するかもしれないっていうのはこれはまた、波及的影響ってことですよね。でもはっきり的な影響はあるけれども、エリア外に設置されている機器等の
0:42:56	機能喪失しないから悪影響はぼっと火できているんだと、そういう意味合いととらえていますけれどもこれは規制庁本庁がもう関西電力もその認識でよろしいですよ。
0:43:14	結構クマクラでございます。認識に相違はございません。いただきます。
0:43:22	本業が大丈夫です。はい、規制庁のイワノです大丈夫です。確認されるときに、なるべく言葉の定義を確実に明確にした上で聞いてください。そこを曖昧にしていると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:37	お互いに確認したよねと思ってても確認した内容がずれてる可能性があるの で、そこんところよろしくお願いします。私からは以上です。
0:43:47	規制庁のイワノですしました。すいませんそうするとちょっと、じゃあちょっと追 加で私も確認させていただければと思うんですけどさっき言ったの。
0:43:57	そうですね。
0:43:59	さっきその悪影響を防止するっていうことだったんですけど、その悪影響を防 止するっていうのはさっき鈴木の方から説明した通り重要な機器等の機能が 重要な機器等に求められる機能が喪失しない。
0:44:18	ていうしてないということをもって悪影響を防止するっていうことを
0:44:23	ですよということであれば、ちょっとそのことがわかるようにへの明確に資料 にその内容を落としていただきたいと思いますんですけど、関西電力の方がどう か。
0:44:55	関西電力事業本部のほう聞こえてますでしょうか。先ほどの、先ほども私から 伝えたことって聞こえてますでしょうか。
0:45:02	また原料クマクラございます。イワノさんがおっしゃっていただいたことを超え てございます。そう。ちょっとお時間いただけないでしょうか。規制庁の止野で す。承知しました。
0:46:00	はい、関さウシジマでございます。今悪影響というところですね、要は
0:46:07	私どもの理解ではですね、まとまりの隣接するエリアに例えば運転中、火災防 護常駐8っていうのは、そこに例えばある合なり6のシェアで発生した火災に よってですね、煙なりというものが漂って流れたとしても、
0:46:25	それと、隣のエリアにあるを仮にケーブルであるとか、ポンプであるとか、そう いったものの来機能そのものがですね、阻害されることはないということで、影 響がないということにつなげたいという考えでございます。
0:46:43	この議論につきましては、シンプル配管室のときにもですね、シンプル配管室 の中で火災を考えたときに煙をループ室の方で感知するという議論があった 場合に、熱的な影響はある物まで及ばないと考えております。
0:47:00	MLibor行くかもしれませんという議論をさせていただいたことがあります。 その時もですね。コウモリが行くかもしれないけど一定感知はできるんだけど も、すぐ的影響については、シンプル配管室の中で限定されて、
0:47:15	とどまると出ていた考え方でございましたので、その辺りでも通じるあのやりと りかと理解してございます。今私が申し上げたことでですね何か人の相違があ るようでしたらおっしゃってください。
0:47:33	規制庁のイワノです。今いただいた説明で御には特にそういった水位のほう は、私たちは相違はないのって、そのことが前ループ室については以前お聞

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	きしたんですけど、ループ室シンプル配管室については以前お聞きしたんですけど。
0:47:52	今回全体の目標として、はい。
0:47:55	悪影響防止っていう所掲げられているので、そこにこのこのパラパラグラフと いうか、この目標設定の中でしっかりその意味がわかるように資料に起こして いただきたいと、そういう意図です。
0:48:13	はい、片ウシジマでございます。それでは今の湖面こうでですね設計目標の中 で影響悪影響を防止するところの意図するところですね、もう少し記載を 充実させていただくということで、こちらのほうで反映をいたします。
0:48:35	はい、規制庁のイワノです。ありがとうございます。ではよろしくお願ひします。 次なんですけれども、次に同じところですね、下線部のところでAとエリア内 に設置された火災防護上重要な機器等の機器等への
0:48:52	火災の影響を最小限にとどめてかいうふうに書いてあって、この影響の最小 化を
0:48:59	当エリアに設置された機器への火災の影響を最小限にとどめていうふう に書いてあるんですけど、今回
0:49:09	69 とかが該当するようなこのBのエリアで見たときにそのさっき言ったそのエリ ア内の機器の火災の影響を最小限にとどめていうのはどこに入ってきてる んで、このBのところの目標、
0:49:23	に対して、どこをどういうふうに関係しているのかもしくは関係していないのか ってところをちょっと説明していただければと思います。
0:49:47	関西電力ウシジマでございます。それと今あのイワノタナカからの確認を求め られた点につきましては、エリア内に設置された火災防護上重要な機器等へ の火災の影響を最小限にとどめるということで、ここまで全体的にかかっている 考え方でございます。
0:50:05	それとエリアに課題が 57 機器があつて、そこで火災があつたとした場合に、で きるだけ早期に感知をして消火活動につなげて層中の機器への悪影響を最 小限にとどめたいと考えているというところでございます。
0:50:21	各個別の話としてですね、それと火災防護の対象機器ということで考えたなら ばですね、例えば 9 番のところであれば、当使用済み樹脂のタンクというこ ろでそうタンク自体がですね、放射性物質の貯蔵というあの機能を
0:50:40	持っておりますので、過怠があつたらば、早期に感知段落で感知して、できる 限りの消火対応でもってですね、これの昨日参加され影響ですね、低減できる ように、私どもとしては対応すると。
0:50:56	いう考え方でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:00	以上です。
0:51:03	規制庁のイワノです。そうするとBのエリアの⑨番のタンクみたいなのも防護しますっていうそういう目標ということでしょうか。
0:51:24	関西電力ウシジマでございます。今のやりとりのところですね、あの防護して守りますと申し上げているのではなくて、このエリアの中における火災を早期に感知して影響最小限に止めるための
0:51:42	こう行為を限定するための行動をとるということであります。ただ、B-Bのところですね、放射性物質の閉じ込め機能のところ、私どものほうで設定しております考え方の下に書いてございますが、
0:51:59	エリア外からEエリア外への生協が拡大兆候早期感知して、せり上がりへの火災影響を防止するところに重きを置いてございます。ですので、先ほど御確認いただいたように、
0:52:14	この参考をですね、それが肥料守ると言ったところに力点があるというのではなくて、整理あたりへの拡大兆候をしっかりと感知して対応するという考え方でございます。
0:52:33	規制庁のイワノです。ここの下線部のところを見ると、こうすることを目指すっていうふうに書いてあって、目標に掲げられているように見えるんですね。そうするとそうするとじゃあそのエリア内の機器等の火災の影響を最小限にとどめるってというのは、
0:52:50	具体的に何が達成できたらそれができるんですか、ってところが必ずついて回るような気がするんですけど、そことの関係みたいなのはいかがなんでしょうか。
0:53:06	関西電力ウシジマでございます。此花Cの説明の冒頭に書いてあるところですね、かたいも御状態重要な機器への経営過程に影響を最小限にとどめということで目標とし、雨だということ書いてございますが、
0:53:22	そのあとにですね、火災防護上重要な機器を例とBに分けていた時にですね、SMGAの替えた安全停止機能については影響範囲を極小化するためにエリア内の火災発生を早期感知すると。
0:53:37	いうことを設定してまして、右の放射線物質の超過を閉じ込めの場合であるならば、別途管理区域からの漏えい防止のためにエリア内からエリアがへの拡大兆候早期感知するとしております。ここですね、守るべきといいますか。
0:53:55	たかったペースべき目標というところが、ページ飛びによっては対応が異なっております、私ども今回ですね回答の下に書いておりますけれども、消防法施行時設計基準を洞道等の方法に対応できないというのは議員の売り上げが該当しますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:13	そうしたに書いてある河川の対応ですね、エリア内の火災によって発生するでこれこれのファクターによって低下と影響の拡大兆候を早期に感知している様がいいのかと競合することを設計目標とすると。
0:54:29	いうふうにつながっているものでございます。
0:54:32	前半のくだりがですねAとBを両方さしておりましたので、先ほど申し上げたエリア内の殺処分とめってというのは、今のことをさっき示した意味合いが強いところでございました。
0:54:47	以上です。
0:54:49	すみません、規制庁の止野です。いや、私の方もそういうことかなと思ってのbーについて関係があるんだと関係があるのかもしくは関係がないのかを説明してくださいってということだったんですね、今の話を聞くと、このとどめっていうところは2、
0:55:07	関係していて、Bにはかかってないっていうそういう説明なんでしょうかそれともやっぱりちょっと、ちょっと分かってるってそういうことなんですか。
0:55:36	はい。
0:55:37	新たによく原子力事業本部ですね、
0:55:41	考え方はちょっと整理して発言したいと思いますので、長時間いただきますとか、伺います市長の今野です。承知しました。
0:57:08	先ほどちょっと説明もですね、こちらから足らずのところがあったかもしれないので、別途補足させてください。このレートDの書きっぷりのF組あるですね、最初にイワノさんから御質問されたエリア内に設置された火災防護上重要な機器等の
0:57:25	JA共済書面止めかつ他エリアへの悪影響を防止するというのはですね、早期感知というものをやっていくという上でのですね、共通的な考え方として記載してございます。しかしながらですね、私どもはAとBというそれぞれの機能、
0:57:44	について着目して考えた場合に、そのバウンダリといいますか、どこの線です、しっかりとそこをやっていこうかというところをした、その下で書いてございまして、整理であるならば、別途エリア内の機器の影響を局所化するために、
0:58:04	発生を早期感知するという目的になってございますし、Bの場合は、いやいやエリア内からエリア外に拡大するところを早期感知してしっかり対応しましょうという考え方にしてございますので、その整理の上で、その下に書いてあります。今回はB。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:23	そういうことのアリアに着目して考えた場合にどのアリアの中の火災を早期に感知していくアリア外への影響を防止するということを目標といたしましたこのような考え方でございます。
0:58:39	はい。
0:58:41	規制庁のイワノです。そういうことであればこの下線部のところに、かつて書いてあると思うんですけどこれかつじゃなくてまたはってということなんでしょうか。
0:58:54	関西ウシジマでございます。私も今説明してコアをおりながら活ではなくマターでは、だというふうに加味しましたので、この点記載を修正したいと思います。
0:59:05	はい。
0:59:06	規制庁のイワノです。承知しましたらそういうことであればその系統またはっていうところの、この下線部のところ目標に対してAとBを立てていて、bのところについては後段の他のアリアに設置されたっていうところが関係してくるというふうに理解いたしました。
0:59:23	その時にですねそうするとBのアリアのところの管理区域から放射性物質の漏えい防止するためってあるんですけど、このところは関係なくなる関係なくって、他のアリアに設置される機器等へのさっき言った悪影響を防止するために、
0:59:42	この早期感知をするっていうそういうふうに繋がるっていうふうな
0:59:47	気がするんですけど、そういう理解ではないんですか。
0:59:54	はい、関西電力ウシジマ宇津でございます。イワノさんのおっしゃる通りで規定とか、ほかのアリアへの影響を防止するということに力点があるということで、管理区域というのはそのまた次、次のバウンダリとか先の話になりますので、今おっしゃられた通り考えアリアへの
1:00:13	生協こうするところが正しいと理解でございます。
1:00:21	規制庁のイワノです。そういうことであれば資料の書きぶりの修正をお願いします。
1:00:32	規制庁鈴木です。ちょっと追加で確認していいですか。はい、規制庁の矢野でお願いします。
1:00:40	今の最後の説明のところってというのは2ページの一番下のなお書きにそれが繋がるという、そういう意味合いで読めばよろしいですかね。
1:00:54	はい、関西電力ウシジマです。先ほどまでイワノポンプ高さやとりがあったところではですね、設計目標としては、当該のアリアで火災があったとしてもかなりのアリアアリア会議のほかのところに影響を防止するということを設計目標とするということがまずAという私ども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:14	定期的にございます。管理区域という面で見るときにはですね、それよりまたさらに、最終的なところを意識したあの議論となると思っておりまして、この今、鈴木様からの確認を受けた、なお書きのところというのはですね。
1:01:31	そういったエリアのエリアへの影響を防止するというのを念頭に置いて対応しつつも、もし仮にエリア外への漏えい等の影響というものを考えた場合にですね、そこでちゃんと限定ができていれば、
1:01:47	当課の馬場間にとか効率したとしても後ろにはちゃんと防護する施設があって、その機能でも守られているので、環境への放出とか、管理区域外への放出に繋がることはないというちょっと後ろ側の微研つらいのことも意識して書いた記載でございます。
1:02:06	規制庁鈴木です。理解できましたので、先ほどイワノがちょっと直してくださいと言ったところと合わせてですね、結局Bの目標を達成できれば、
1:02:20	結果的にこうなるんだよってところが今のなお書きなんですっていう
1:02:25	ことだなんてあれば、このなお書きの意味合いとしては特段目標と関係ないけれどもってそういう
1:02:36	読み方になるような資料にしていただければいいと思います。
1:02:44	簡単にウシジマでございます。はい、今おっしゃっていただいた点理解いたしましたので、設計目標ではなくて、来後ろ側に意見控えていることを書いたものであるということで、そこは誤解されないように管理資料を修正したいと思います。
1:03:02	規制庁鈴木ですよろしく申し上げます。私から以上です。
1:03:10	はい、規制庁のイワノです。ありがとうございます。
1:03:13	それでは、次の確認事項に移りたいと思うんですけども、次の確認事項として同じページのですね、ちょっとした付近の下線部のところですね、今回っていうパラグラフの下線部のところで、
1:03:29	エリア内の火災によって発生する煙及び雰囲気温度の上昇によりってところの1分の関係ところについてちょっと確認させていただきたいんですけども、
1:03:43	最初のこのえーとですね。
1:03:48	煙及び雰囲気温度の上昇により、火災影響の拡大兆候を早期感知してというふう
1:03:57	あるところのこの各等火災影響の拡大ってところの意味するところがちょっと明確ではないと思っておりましてちょっとこの個々について確認させていただきたいと思います。
1:04:12	えっとですね、下線部のところの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:22	少々お待ちください。
1:04:26	はい。
1:04:42	規制庁の中野ですお待たせしました。先ほどの説明を踏まえるとですね今回そのBのエリアについてのみの説明になってるので。
1:04:52	この下線部のところの意味するところは、エリア内で発生した火災によりのエリア内で発生した火災によりエリア外の重要な機器等が求められる機能を喪失しないようにするっていう意味合いだっということが先ほどの
1:05:09	昨日の中で確認できたと思いますので、ここですねこの火災の影響の拡大っていう言葉なんですけれども、
1:05:19	えっと炉規法上ですね火災影響と言うとですね。
1:05:23	火災によって求められる機能を喪失するっていう、いうことを指すと考えておりまして、でも水素の1行目の火災影響がエリア外の機器への火災影響っていう意味合いになってくるとですね。
1:05:39	エリア外の機器が火災によって求められる機能が喪失するっていうことが起こすに起こっていてさらにそれが拡大するっていう文脈に見えてきてしまうんですね。
1:05:52	そういうことになると目標が達成できないっていうことになるので、ちょっとここについてですね、そういう理解ではないっていうことであれば、この火災の影響の拡大っていうところの説明を追加説明とか定義を追加するなりですね。
1:06:09	その火災の影響という言葉は使わずに、
1:06:13	単に温度上昇や煙融度感知するとかっていうふうに書いていただきたいと思うんですけれども、その辺りのところの理解とかっていうのはいかがでしょうか。
1:06:28	はい。簡単にウシジマでございます。先ほどの議論もですね、やりとりも踏まえて今いわばさんがおっしゃってる点、理解いたしました影響の拡大兆候感知っていうところがですね、違った議論のところの解釈論になるというふうにごちらで理解いたしましたので、
1:06:45	この点についてですね、記載を修正検討させてください。何かいきさつ対応したいと思います。
1:06:56	規制庁の伊ワノです。ではあの承知いたしましたのではそれによりよろしくお願いいたします。
1:07:03	はい、お願いします。
1:07:06	すみません、今の形でモリヤですけれども、ちょっとウシジマさんとか、もしこれから検討されるということですけども、ちょっと確認だけだったんですけど今の最初の方もですね各火災影響の拡大っていうところの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:23	スズキ意味するところですけども、名称現象相応のかつ火災拡大兆候を早期感知するっていうことであれば理解はしやすいかなと思っていただけんですけども、ちょっとその辺はこれから整理する中でですね
1:07:39	そうでないよとかそれなくてそれなりに理解し、火災影響なのかそれとも火災減燃焼現象なのかとかその辺の整理も含めてですね、検討いただいた上で来受槽検討いただければと思います。以上です。
1:07:57	はい、簡単にウシジマでございます。今ご指摘の点、ありがとうございます。野村室長様がおっしゃたようにですね、この影響の拡大兆候の監視室から管理するというのはちょっと難しい言い方になってまして、私ども考えておりますのは、
1:08:14	その部屋に発生した火災によってですね煙とか温度が上がってくることをもって、火災が発生しているということを早期に感知したいかたいのは進展ですね、そこを早期に感知したいという趣旨でございますので、影響拡大兆候と。
1:08:32	ということがですね、違った議論にならないように、ここは記載を装填修正したいと思います。
1:08:40	よろしくお願ひしますモリヤです以上です。
1:08:46	はい、規制庁のイワノです。ありがとうございます。ではですね、続きまして、そのページの下のところのなお書きのところ、先ほど鈴木からもちょっと確認させていただいたとこなんですけど、このなお書きのパラグラフの
1:09:01	ことについてちょっと確認させていただければと思うんですけども、
1:09:05	今回のここでこういう対策なり、取りますってことが書いてあるんですけども、
1:09:17	ここに書いてあるそのなお書きの内容ってというのは、すでにその火災の影響評価の中で検討されている内容で、今回何か新たに検討をして設備を追加したっていうそういう内容ではないって理解でよろしいでしょうか、それとも今回何か新たに
1:09:34	検討したりだとかあとは設備を追加するっていうことを検討されてるのか、ちょっとその確認をさせていただければと思います。
1:09:44	今回は屋間でございます。今、今のサーバーからこのご確認いただいた前者のほうでございまして、もともとのプラントの設計とでしてですね、壁なりの遮へいなりで考慮されているコンクリート壁であったり、
1:10:00	換気空調として考慮されている放射性物質を撤去するための考慮事項、こういったものが事前従前から充てるということが期待できるとしているものでございますので、今回のこの正当性感知の議論を基にですね。
1:10:16	新たに何か設備を付与すると、対策を講じるというものではございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:24	規制庁のイワノです。想定しました。ではそのことがわかるようにですね、どの申請の例、のどの部分窓の申請のどの部分で、こういうことをすでに確認。
1:10:40	審査とかの中になりの中で確認されているか確認されているってところをちょっとこの文言の中に追加していただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。
1:11:18	ちょっと、
1:11:19	はい。関西の島でございます。ただいまちょうどましたコメントの点なんですけれども、再稼働の審査においてですね審査基準にもとづいて審査された県とですね従前からプラント設計として考慮されている点もございまして、どこまで書けるかというところがございます。
1:11:38	ちょっと書ける範囲ですね、しっかりご理解いただけるように工夫はしてみたいと思いますが、もともと当初からのですね、重点からの設計の部分でちょっとそこは読めないねというところはあるかもしれません。ちょっと1回を確認いたします。
1:11:55	はい。
1:11:59	規制庁のイワノです。スレート。すいません。そ
1:12:06	そうすると。
1:12:08	確認していただいてからってということがよろしいですかね。すいません。規制庁以外にられる例えばスズキさん、何かありますでしょうか。
1:12:20	委員長。
1:12:21	鈴木です。
1:12:24	ちょっとどういうふうに書かれてくるかで多分また聞きたいことが出てくるかと思っていって関西電力の方で修正していただいていたことを的確に表現していただいた上でそれを読んでからまた必要であれば、
1:12:42	確認をしたほうがいいと思いますんで、細かい話なんですけれども、
1:12:50	従前からのもので対応している。
1:12:54	というようなことであれば電通ですねこれ設工認の中で表記している設備名称を使って書いていただいたほうが従前から、
1:13:09	そのものとリンクしやすいと思うので、そこはちょっと気をつけていただきたいなと思うんですけども、関西電力、
1:13:17	よろしいでしょうか。
1:13:19	はい。
1:13:21	関電の福島でございます。今いただきましたコメント、趣旨理解しましたので、今の今までの審査の中で読み取れるところでね、どのように反映するかはちょっとこちらの方で検討いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:36	規制庁すり率校長はそれでよろしいですね。
1:13:41	規制庁のイワノです。それで第問題ございません。はい規制庁鈴木です。それとですね、またさらに細かい話にちょっと多分これ、
1:13:56	プロフィールの変換ミスだと思うんですけども、
1:14:01	補助建屋の排気通って設定値説明があるんですけども廃棄等の等はですねこれ。
1:14:08	川になってるんですけども、
1:14:11	大飯 34 大型はなかったと思いますので、多分チューブのほうの筒のほうだと思うんですけども、
1:14:18	この辺、
1:14:21	多分プラントによって、やっぱり先ほど言ったように
1:14:25	設工認上ちゃんと説明している設備名称があると思いますのでそれにちゃんと気をつけて帰っていただきたいと思います。
1:14:34	私から以上です。
1:14:37	はい。関西がウシジマでございます。ただいまの御指摘の点承りました。よく確認して資料の修正いたします。
1:14:48	はい、規制庁のイワノです。すいません。それとですね、前回もちょっと確認させていただいたかと思うんですけど、あのバウンダリっていうところの意味するところがですね、ちょっと必ずしも
1:15:04	明確じゃないかなと思っておりましてここについても誰が見ても、その意味がとれるようにしっかりバウンダリの意味するところを追記していただきたいと思っています。お願いできますでしょうか。
1:15:22	はい。関西おし沼でございます。ここで期待している事項がどんどん程度のことを指しているのかということで、言葉遣いにちょっと工夫がいるというご指摘かと思いましたので、ちょっと検討いたします。
1:15:41	規制庁のイワノです。そうですね。なんかあのバウンダリっていうそのものという一次冷却材のバウンダリみたいな話に聞こえ、見えなくもないので途中で、そういうところと関連づけて余命てしまう可能性が出てくるので。
1:15:58	そういうところとは関係ないっていうことがちょっと明確にわかるように、バウンダリーの意味するところとか定義を
1:16:06	明確に記載していただければと思います。
1:16:10	はい。
1:16:10	それではですね。すいません。次の確認事項に移らせていただければと思います。えっと次の確認実行はですね、資料の 44 番の資料の 2 ページ目をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:30	データですね、このところで、
1:16:39	えっとですね。
1:16:40	ちょっと前回モリヤの方から
1:16:44	確認させていただいた所で一番関連するのはですね、括弧赤枠の一番下、下から2行目のところのなお以下の一般に風速は早いほど煙粒子が、
1:17:02	ガイド感知器内部に到達する時間が早いことってということなんですけど、これちょっともう一度ちょっと確認のため確認させていただければと思うんですけど、これこれの意味するところは例えばですね、あのエリア内の床にその煙があつて、
1:17:19	そ風速が速いのでその有価の床から感知器に煙の粒子が移動するのが早いので、その分早くなりますっていう意味合いではなくって、
1:17:33	感知器自体に、
1:17:35	粒子感知器に感知器の内部に風速が速いほど入り込み安くなるっていうそういう効果があるので、当感知する時間が風速が速いほど早くなるっていうそういう意味合いで使われてるっていう理解でよろしいですか。
1:17:52	前回モリヤの方からはそういう意味合いで確認させていただいてたと思うんですけども、
1:18:00	はい、関西電力原子力事業本部の武田です。今ほどさっきいただいた内容で
1:18:08	間違いはないんですけども、ちょっと詳しく絵といいますと、
1:18:15	煙感知器につきまして、
1:18:19	稼働に必要な条件といったところで、セミナーのような十分に動作で異常であるといったところはあるんですけども、煙が増えて半期の方に到達して、
1:18:35	感知器の内部に入るっていうの二つがあります濃度と煙が到達して感知内部にしっかり進入していくということの二つの条件が
1:18:47	煙感知器が動作する条件と、
1:18:49	ユニ・チャームなりますので、ここで記載しておりました。
1:18:57	風速が速いほど金利粒子が換気内部に到達する時間というふうにご書いてございますけれども、実際にそのお金の流れに乗って煙粒子が換金本当額するといった前段のところは当然この記載の通りなんですけれども、火災、
1:19:18	グリーン、
1:19:19	探知機によって、その煙を感知するところ、
1:19:24	に関して言いますと、もう煙感知器の構造上とも先ほど言ったんですけども、昨日、煙感知器につきましては、その構造からメッシュ1ミリ桁程度の網目
1:19:38	水等の余別が入ることもうするために、舟状になってございますので、そこにお煙融資が通過して

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:51	煙をカットする。
1:19:53	箱の中に入って初めて煙を感知するといったような構造となっております。この内部に入るという進入していくという通過するための増減としましては、ある程度のためのお金が。
1:20:10	必要であるということをネット道路の文献等からも、我々調べておりました、ある程度の風があることによって、
1:20:21	感知器の内部に、
1:20:25	煙の粒子が侵入して、そこで県民の粒子をとらえやすくなると。
1:20:30	そういったところの建て替えてございます。
1:20:35	で、その風速ですけれども、
1:20:41	本文等探しますと、5cm程度で5cm以上
1:20:46	風速というふうに考えるんですけれども、今ここでダクト内の平仄何メートル程度の調査方法あるんですけれども、管理するようでは十分であって、かつ、これまで説明しました通り、英語作動。
1:21:02	5メートル来るもの、十分に低い。
1:21:04	家庭風速であると思って管理するための風速としては十分な条件であり、かつなどについても、そこは問題ないというふうに考えてございます。
1:21:18	以上でございます。
1:21:25	規制庁のイワノです。説明については承知しました。
1:21:31	まず前回ちょっとモリヤが言っていた内容が一方、なお書きのところに入っているというふうに理解いたしました。
1:21:41	でですね、今説明していただいて、
1:21:50	その個々のこういう理由で、さっき言った説明していただいたような理由で風速が速い等内部に入りやすくなるということから、はい。
1:22:03	音実感農地しっかり感知できますよということかなと思ってるんですけども。
1:22:10	その時にですね、一つは、今言った点がですね、我々の共通理解として得られているということがまず一つ目が一つと、あともう1個がですね、
1:22:24	今煙のほうではその90%火災のによって発生する。
1:22:31	エリアの煙の濃度っていうのが90%あります。
1:22:36	っていう話であるとか熱のほうはですねその火災が発生したら、エリア内では950°から1100度ぐらいの火線あの温度になりますとかっていう話があるんですけども、何かそうそういったような温度とか煙の粒子の濃度とかっていうところは、
1:22:53	そのどういう火災が発生するかとかっていうところに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:58	関係してきて、もしそういう火災が起きた環境下で感知できるっていうことであれば、ちょっと先ほどの目標のところに戻ってくるんですけど目標ではその他のエリアに
1:23:15	だって、隣接エリアの
1:23:19	機器に影響が親あけ影響が及ばないようにするっていうことが目標なので、例えばその 90%の濃度の煙がその部屋に充満したときに本当に隣接エリアに影響が及ばないんですかとかですね、100950 度の温度になったときに本当に隣接エリアに
1:23:36	煙が及ばないんですかっていうところの説明を求めなきゃいけなくなってくるんですねその煙の濃度なり、火災の
1:23:46	今度なりっていうところを持ってこの感知器が機能を機能しますよっていうことをそういうふうに説明されるのであれば、さっき言ったような項目についても追加でこう説明してもらわなきゃいけないと思うんですよ。
1:24:01	で、関西電力として倉庫も
1:24:06	そこを追加で説明します。それをもって、火災感知器が機能を機能しますっていうことを説明しますっていうことであればいいんですけども、もし側溝へと相談員そうではなくって例えばその煙感知器のほうであれば
1:24:22	さっきモリヤと共通理解が得られているような理由から火災感知器が機能するんですっていうそれぐらいの説明にとどめるっていうことなのかさっき言ったようなちょっと説明を追加でやりますっていうことなのか。
1:24:37	ちょっとすみません、長くなったんですけども、関西電力の受けとめを教えてくださいいただけますでしょうか。
1:24:44	はい。
1:24:46	はい、関西電力原子力事業本部の武田です。今説明させていただきました。火災感知器の感知性のある説明ですけども、結局数字等ですね、
1:25:03	公にされて文献等からウェブ探してきた上で、本当に記載することで、その管理制度のところわかりやすく説明したいということで、これまで本資料作って参りました。
1:25:17	しかしながら、一部隠しなところがございますので、学生の教育といったところが、今の説明が十分なところで記載のほうをちょっと整理させていただきたいと思っておりますので、
1:25:36	見直しのほうを行いたいと思っております。よろしくお願ひします。
1:25:43	はい、規制庁の今野です。それであれば、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:47	またちょっと検討していただいて、どういう理由で機能するかっていうところの書きぶりも副書きぶりともと理屈を整理した、していただくということで承知いたしました。
1:26:00	それとですね、次のページの熱のところなんですけども、ちょっとこれも確認させて先ほどのところとちょっと関係するんですけど、まあその、
1:26:14	950 動が起きています。計 150℃になっているってところを、になるって、それで機能するということになると、先ほど言ったようにちょっとそこを説明してもらわなきゃいけないと思うんですね、で一方で何かこれは原理的に
1:26:32	なんて言うんですかね、風の影響を受けないってことで説明できるっていうことはないんですかね。これってそもそも原理的にその風の影響を受けて関知しやすくなったりしにくくなったりするっていうことが何か原理的にあるのかちょっと教えていただけますでしょうか。
1:26:57	はい、関西電力原子力事業本部タケダでございます。すいません。まず今のご質問に対して、先ほどさせていただきます。熱感知器につきましては、確認影響を
1:27:13	今後受けるということではございませんので、施設管理費のていの構造上、
1:27:24	普段学内で実施することによる、その風の影響というものは受けませんので、
1:27:32	感知性能は問題ないというような言い方ができるというふうにご考えてございます。すいません。さっきの説明ですけれども、煙感知器便につきましても、先ほど伊ワノ様がおっしゃっていただいた前者のほうで
1:27:51	他への火災の影響であったりといったところのその評価にまで飛ぶような記載ではなくて、もっと簡略化したものでかつ貫通性の方がわかるような記載のほうにちょっと見直しを行いたいと。
1:28:07	思いますので、よろしく申し上げます。以上です。
1:28:14	はい、規制庁の伊ワノです。ありがとうございます。それ、その熱感知器のところなんですけど、先ほど伊ワノを説明させていただいたその風速に影響を受けないってということと、あと
1:28:30	もう一つそのエリア内の当空気等ダクト内に入っていて入っていく空気ってものの温度が同じになるよねってことも追加で説明していただかなきゃいけないと思ってるんですね。
1:28:46	資料 1 ページ、資料 1-8 ページをちょっと見ていただければと思うんですけども。
1:28:55	資料 1、資料 1-8 ページのところですね、3 ポツ観点についていうところの上のところの下線部のところで、
1:29:08	え一つとですねえ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:11	下線部 2 行目のところで排気ダクトはいらないとほぼ同じ雰囲気になると推定されるっていうふうを書いてあるんですね、今ここに書いてある通り関西電力としてエリア内の空気の温度と、
1:29:26	ダクト内にある空気の温度がおんなじになるっていうことをkAをしっかりと考えているっていうことであれば、当エリア内の空気とダクト内の空気がおんなじで流速には熱感知器は影響はない。
1:29:42	議会熱感知器は流速の影響を受け、風速の影響を受けないっていうことを二つが説明していただければ、系統、
1:29:50	その機能を果たす機能感知器が機能するっていうことの何か説明になるのかなとこの資料を読んで推測したんですけども、関西電力の方は同じような認識ですかねそれともまた別のことを考えておられるのでしょうか。
1:30:13	はい。
1:30:14	関西電力原子力事業本部の武田です。ダイバーの伊ワノさんがさせていただいた認識と可撓閉鎖を認識は同じです。エリア内に熱が流れていけばいい流れていくと。
1:30:32	同じ組長問題になるといったところと、感知器の風の影響がほとんどなりといったところの条件で、熱感知器湾の管理するという考え方は弊社も同じ考え方でございます。
1:30:48	したがいまして先ほども回答しましたけれども、県民のこうもあわせまして、熱感知器のこのタンク周辺の海域 3 につきましては、それが記載に修正させていただきます。以上です。
1:31:07	はい、規制庁の伊ワノです。ありがとうございます。では、それではそのようにお願いします。ちょっと合わせてですね、
1:31:15	先ほどちょっと読んだ。ダクトへ排気ダクトとエリア内とほぼダイク排気ダクトがエリア内とほぼ同じ。
1:31:23	雰囲気になると推定されるっていうところのその推定する根拠みたいなのっていうところは何かありますでしょうか。
1:31:39	関西電力の武田です。整定する根拠につきましては、この資料 4 のほうでも書いているんですけども、昨日エリア内
1:31:50	コンクリートでほぼ閉鎖されたまま風化になるということと、そこに全常勤理事の換気ダクトがあって、そこで建家の旧町で流速を持って来られて空気が流れていると。
1:32:07	そういったところもその環境条件を踏まえて、検討した結果、そのままその考え方に立っているというものでございます。以上です。
1:32:21	規制庁の伊ワノです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:23	そうしますが、何か熱の逃げ道がないので、同じ条件、
1:32:29	同じ雰囲気になりますっていうそういう理解なんですかねちょっとすいません私の理解が追いついてないかもしれないんですけども、ちょっとあのそのところも教えていただけますでしょうか。
1:32:42	はい、関西電力の武田です。
1:32:47	当該のエリアがコンクリートの壁で閉局閉鎖されたエリアであって貫通開口部といったところが、そのエリアによって、ここになるんですけども、健康とマナックとやったりといったように、ほぼ干渉が限られています。
1:33:06	そういったほぼ継続されたエリアの中で、
1:33:11	空気の流れを持って空気を配置解説しているその換気ダクトのほうに連続及び煙がそちらのほうに流れていって、エリア内の環境とほぼ同等の環境になるということを考えてございます。以上です。
1:33:32	規制庁の伊ワノです。ありがとうございます。すいませんモリヤ室長今の説明ご理解いただき、今の説明で説明ですね、何かちょっとおかしいところとかお気づきの点あればいただければと思うんですけども。
1:33:48	火災室モリヤでございますけれども、確認だけというかこれから書きぶりについて検討されるということなので確認ということになりますけれども、まず最初に書いてあるところの煙感知器の関係で言うと今書いてある記述はもうよく資料 4-2 ページ目で書いてある記述Ⅱ、
1:34:09	はちょっと私の理解で言えば御説明川 20 から 40cm毎秒での作動試験を行っていて、一般誤差等に係る記載を考えると 5メートル以下については
1:34:25	一般的に煙関連の感知器の感知性のあるものと、
1:34:29	と考えているっていうのが今の
1:34:33	それで等感知●●(非開示情報)の環境下での感知性能があるかないかということについてはそういうふうに考えているというような理解をするところなのかなと思いつつもちょっと記述記載ぶりがそのようになってないのでちょっとその辺は
1:34:50	調整していただく表があるのかなと思っているのが 1 件、それからもう一つが煙感知器を感知するためのそのダクト部分が部屋の本体と同じような環境にあるかどうかということが次に論点になるわけですけども、
1:35:05	これについてはいろいろと御説明いただいておりますけど、多分ここで来かかるそう想定されるっていう容易に想定されるっていう言い方がちょっと少し曖昧さをちょっと感じるところがあるんですけども、一般的には
1:35:21	Valueがない限りにおいて外からその部屋の中の雰囲気が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:28	確実にダクト内と同じになるものであるというのが一般的にはそういうものであるということ
1:35:37	そういうふうに認識されているということであればそのように期待していただければというふうな感じでございますから熱感知器の関係で申し上げてもサガエです。一つはそもそも●●(非開示情報)のコアの風速かについては
1:35:53	感知性能についても風が
1:35:58	早い風が復興とどうしようとその感知部分に対して同じ温度の一定の項の熱が当たる限りにおいて、それは逆に早ければ早いほど感知が精度が上がるであろうというのが機構から考えても当然であるというのが多分前提にあるのかなと思いつつ、
1:36:18	そうですね、さらにその上で、区域温度に関しては先ほど煙どんな本同じで部屋の中の雰囲気角ダクトの雰囲気になるというのが当然であるというようなことをそういう機会を関西でこのされてるんであればそのように記載していただければなというふうな感じでこの部分。
1:36:38	記載ぶり整理していただければというふうに思います。以上です。
1:36:49	IAEA関西電力の武田です。モリヤ市長、ありがとうございました。保守的でした点、風速に関わる記載及びエリアとダクトが長引く幹になることによって、管理すると。
1:37:07	ところが記載を適正化させていただきます。ありがとうございます。
1:37:12	形モリヤですつつ、ちょっとついでに先ほどちょっと議論に1回戻る形になって申し訳ないです。資料3-2 ページ目のところのエリア外の火災影響防止することってということの具体的なイメージについての確認のちょっとさっきちょっと支障こねてしまっていたんですけれども、
1:37:30	先ほど挙げていただいたように資料4-2 ページ目、もしくは等で経営煙感知器熱感知器のほうで監視しますということでその状態において、監視性が監事ができればその隣接するエリアへの
1:37:47	熱的もしくは煙の煙については
1:37:51	流出し、
1:37:53	しない構造というかその時点でまだ流出、流出がDBAしないであろうということを持ってエリア外の火災影響の防止っていうふうに言った防止の端緒となるような
1:38:07	形になっているのかなというふうに理解しているんですけれどもその理解と合ってます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:16	はい、関西電力ウシジマでございます。今モリヤ市長様がイメージとしておっしゃっていただいた通りでございます、例えば5の部屋であれ六戸アイデアで9のピアであれという場合にですね、例えばその中で火災がありました。
1:38:32	とかさへの熱的なものを煙といったものはすべて天井に上がりながらも、ダクトのほうに流れていて、ダクトのところで感知されると、その空気の流れでまだ等を通じて学校から生徒廃棄の換気空調のシステムですね。
1:38:51	排気で流れていくという施設ことになっておりまして、その行き先が先ほど名とこの資料の30スズキ様からもご指摘された点であります、2ページ目ですね、その排気塔のほうに換気空調として流れていくというシステム的にはそのような流れでございます。
1:39:11	どう流れである限りにおいてですね隣接のエリアであるとか、そういったところの安全庁、例えば火災防護上重要な機器にですね、悪影響を及ぼすというふうには該当しないというふうに考えてございます。
1:39:27	形でモリヤでございます今の御説明へと逆に感銘判定して考えると今設計してるような形でのもう早期感知がもしなされなくて、監事が十分ある非常に遅れてしまった場合は、
1:39:43	隣接エリアにも熱的影響があり得ると。だからこそダクトの部分では早期の感知をしていると、そういったことでの理解でよかったですかね。
1:39:54	関西ウシジマでございますはい或いは逆説的におっしゃっていただいているんですがその通りでございます。この排気ダクトのところできっかりと管理することによってですね、そこで早期感知しつつ、隣接には影響がないことを担保すると、そのような理解できてありがたいです。
1:40:12	ありがとうございます。今1回私どもは理解したんです。ちょっと事務局の方に申し上げますと一応
1:40:23	貫通性ですこあくまでこれ早期感知だけの話になってそのあと拡大火災拡大する云々の話っていうのはまた別のフェーズの話ということで、それ以降でもへの影響が出るか出ないかというのはちょっとわからないところですけれども、少なくとも感知したその時点ではまだ影響がおよんでいないので、
1:40:42	何らかの
1:40:44	エリア外への影響を防止するための何らかの措置の講じるかもしれない。そういう仕組みが動くとかそういうようなことがなされるというようなことの理解をし、私のほうをいたしました。以上です。
1:41:01	また、
1:41:02	はい、規制庁のイワノです。ありがとうございます。すいません。ちょっとその関係でもう1点だけなんですけれども、今その開口部がここに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:14	すみません。コンクリート平気で覆われているっていうところですね、コンクリートで閉鎖されたエリアであることからっていうふうになんかちょっとさっき説明していただいたと思うんですけど、そうすると闘争するんですね。
1:41:31	ちょっと念のためのこれ確認なんですけども、今開口部とかっていうのを、図面上で示していただいているページがあって、例えば資料 1-7 のページ見ていただくと、⑤番もとか⑥番のエリアについて、
1:41:48	開口部っていうのが黄色で示されてるんですけども、これ以外にもこの図面の中にその開口部っていうのは余すことなく、と示されているっていう理解でよろしいでしょうか。それともまた別に、メインのやつが、この黄色で示されているだけで、
1:42:05	ほかには小さい開口部とかがいっぱいあるっていうそういう感じなんですか。
1:42:18	関西電力は変わりございません。歳未満の伊ワノさんがおっしゃっていただいた演説が存在する開口部ですね、右肩 7 ページですとか、右肩 9 ページ、資料 1 が黄色のハッチングで示しております。
1:42:35	今のものがすべてでございます。以上です。
1:42:41	規制庁の伊ワノです。想定しました。では今の図面で、その開口部っていうものはすべて示されているということで理解いたしましたところ、今、この火災感知器の
1:42:53	機能するかどうかという点については私のほうからは、ちょっと待ってください。
1:43:06	すみません。
1:43:08	そうですね、火災感知器の系統権利の関係でちょっともう 1 点だけ説明と質問させていただければと思います。ではすみません火災室の山下さん、お願いします。
1:43:23	すみません火災対策室の山下ですけども、ちょっと単純に教えて欲しい部分がありまして、
1:43:30	例えば資料 3-6 ページですとかどの図面でもいいんですけども。
1:43:35	イメージ図の中で、
1:43:37	くぼみの中、
1:43:39	にですね、ダクトの形状の部分なんですけど、窪みの中に感知が
1:43:43	設けられているように見えるんですがヤマシタたしゃべってます。すみません。すみません。裕度になってました。すみません。
1:43:52	すみません。行けます。
1:43:55	すみません火災対策室の山下です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:59	ちょっと単純に教えて欲しいんですけども、例えば資料 3-6 ページですとか、
1:44:05	どこの部屋の図面でもいいんですけども、ダクトの形状の部分でくぼみの中に感知器が、
1:44:13	設けられているように見えるんですけどもこれは実際にこういった形状になっているのかあくまでイメージとして、図面としてただこういう書き方になっているだけなのかというところで、
1:44:27	要するに窪みに感知器を設けることによってその空気の流動的に
1:44:32	火災を有効に感知できない恐れがあるんじゃないかなってところの確認なんですけれども、教えていただきよろしいでしょうか。
1:44:46	関西電力ウシジマでございます。今この背景回排気ダクトの漫画でですね、例えば 6 ページになり、くぼみといったところがございしますが、このくぼみというイメージはですね、窪みの中に感知器が入り込んでしまって何か管球はしにくいと。
1:45:04	そういった理念を及ぼすものではなくてですね、くぼみのところから感知面がちゃんとダクトの中にですね、出て流速は妨げないようにしつつ、監事面はしっかりと学校の中の空気を兼ねて感知ができるようにと。
1:45:22	そういった施工をする予定でございます。
1:45:28	加西市ヤマシタですね感じに問題がないのであれば大丈夫ですので、ありがとうございます。
1:45:34	それからですね
1:45:37	これもちょっと確認なんですけども、各部屋の額等にですね防火ダンパっていうのは取りつけられてないですよ、温度ヒューズの防火ダンパーっていうのは、
1:45:49	関西電力クマクラでございます。防火ダンパは設置してございません。以上でございます。加西市ヤマシタです了解しましたありがとうございます。
1:46:02	はい、規制庁のイワノです。すいません。関西電力におかれては少々お待ちください。
1:48:34	はい、規制庁の今野です。お待たせしました。それではですね私の方からちょっと確認することは、確認したする事項としては以上になりますので、ちょっと全体を通してですねまずセキさんの方から何かありますでしょうか。
1:48:56	はい、すいません、規制庁なっくんです。
1:48:59	資料のほうで、
1:49:02	すごい細かい話かもしれないんですけど一方、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:07	(4)以降(5)出してください。もう後ろのほうも評価の断面に入って例えば切れページ目のところの評価のまとめとかがあっていうところを見ると、もう
1:49:21	技術基準規則に照らして十分な保安制限を確保ができると評価するって書いてあるんですが、
1:49:30	これの定義の説明ページ。
1:49:35	10分、(1)であったり、(2)のことであったり、
1:49:40	そういうこと等を指しているのでしょうか。
1:49:55	はい。関西の引間でございます。一辺倒もともと掲げております設計目標の適用方針としては、資料3の1ポツ(1)(2)というところで保安水準の定義をしてございます。その通りなのですが、ただ、実際に物差しとしてですね。
1:50:14	それを達成する手段、設計目標というものは、(3)以降(4)で展開しては、観点1と関係2(4)ですね、この物差しに照らして、それらが満足できてることをもって、十分な保安水準が確保できたものと私どもは考えていると。
1:50:32	そのような記載をしてございます。
1:50:38	はい。規制庁の関です。もう
1:50:41	こちらのほうに書いてあるような最後結論づけるために、また、
1:50:45	結論と僕でしかないような気がするんで、ここはあんまり本質的な話ではないっていう
1:50:52	ITBとにかく必要性があるのかなぐらいの話なんですけど。
1:51:01	もう1ページ2ページのところの不忘備遅刻各国事故の記載のところでききますと、
1:51:11	もう
1:51:14	(1)(1)のところでは火災、
1:51:19	操作基準で要求される情報法施行規則またはそれと同等以上の方。
1:51:24	方法により、火災感知器をする設置することができないというのは、
1:51:30	これは多分2ポツ2ポツ1の(5)から見る方によってできることができないっていうんですよね。
1:52:01	赤い電カクマクラでございます。ヘキササンが今おっしゃっていただいたことなんですが、恐縮ですがもう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。3配管すいません聞こえづらかったっていうことですか。
1:52:16	すみませんそう通りでございますはいすいません。ちょっとあまり口からすすすみませんっていう一緒。
1:52:26	幾つか(1)のところでは赤字で書いてある帳簿価格面積火災その他基準で要求される消防法施行規則またはところはこれから考え審査基準のところと言うと具体的には2スポーツに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:46	うん。
1:52:48	一期だっていうのを(5)踏み込み固定値の各号に掲げる方法でできないって いうことですね。もっと正確に書くと、
1:53:01	確認です。
1:53:05	はい、関さ電力指摘までございます。今 2 ポツ日本一のと、こういうところはで すね、資料でご覧いただきますと、例えば資料 1-4 ページ目のパワーポイン トのところの右側に火災防護審査基準を記載してございますが、
1:53:23	今、セキ様が御確認された件が、この 2 ポツ 2 ポツ 1 のところの、その人にあ る核防の(1)の課題感知設備の①なり②という要求事項があつて、
1:53:38	そこに対して、その通りにやろうとしたときに、例えばここなる換気系の選定に が困難であるとかいうところが①に対してバッティングするということと、②のと ころで、消防法施行基本通りに従って、
1:53:55	設計するという事はかなわないという点、この二つがバッティングしておりま すと、そういったことを指しております。
1:54:04	はいわかりましたんであればちょっとそこを正確に書いておいて欲しいんです よね多分それらに(2)のところまで続いていくんですけども、
1:54:17	次に、防滴現場の保安水準の定義って書いてあることを高温にポツ 2 ポツ 1 の柱書きの意味っていうのは、同じなんですか違うのですかって言うもっと次 お伺いしたいんですけど。
1:54:53	はい。
1:54:54	完成ウシジマでございます。先ほどの供給量 1 ですね。それと 4 ページのと ころでございましたときに、それと右端に書いてある審査基準の設定を (1)の感知設備の①の要求と②の要求
1:55:12	これに対して、その通りにすることができないということでございますので、私 どもはこの技術基準規則の 11 条の損傷の防止の要求の冒頭の解釈の冒頭 の柱書に立ち返って、
1:55:29	別途保安水準を設定するという事で考えたものでございます。
1:55:36	今までなかなかその通りですがセキたものを聞いたかったことはそこでは ないですか。すいません確認でございます。規制庁の関です。逆だけは御資料 3 見るよりも企業の位置を見たほうがわかりやすかったということなんですかね 資料の比較からいくと。
1:55:56	それで私がもういたか、最終的にお願いしたいことはもう
1:56:04	結局、
1:56:06	DF基準への適合性というところからいくと基準も含まれてる事の感知器の 話じゃなくて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:18	旭審査基準の1スポーツにぼっとサンプルってあるわけですね。そそのところでどこまでが
1:56:27	審査基準通りにやって、どこがどくAより火災じゃあ審査基準によりかからないで経営委員独自独自のことをスタッフ
1:56:42	いるものか。
1:56:44	税務明確にさせていただきたいということに関西電コア定義をするっていうふうに書いてあるんですけども、そこは議論していると結局のところは、は、
1:56:58	審査基準が頭がきいには合うようにしますっていうことなのかなというふうに資料を読んでいるとを感じるんですが、貯槽の事実関係が違う場合かっていうことを確認した上でそうであれば、
1:57:13	そのよりかかっているところよりかかっていないところっていうところをしっかりと描き分けて位置、
1:57:21	資料に落としさせていただいて、セキ表示をしていただきたいという趣旨です。以上です。
1:57:29	今回の引間でございます。今おっしゃっていただいた点はですね、パワーポイントでも御説明しましたところのその4ページの審査基準の2ポツ2ポツ1の(1)の①と②の要求事項に対して、私どもを今回、高放射線のエリアで、
1:57:49	この部分がかなわなかったということ踏まえて参ってそこで柱書というところの解釈論に従って、その①②の生徒部分をですね、達成するための保安水準と。
1:58:06	いうものを設計っていうか、設計目標として立てましたということでございますので、具体的なトレイを設計対象としたところの確認方法のところまで落ちてしまうんですね、そこは話が繋がりがわかりやすくなるのですが、今の資料の3で言いますと、
1:58:25	3ページ目のところの(4)の設計目標達成の確認方法の観点1というところは、先ほど審査基準で言うところの(1)の感知設備の①の感知器を組み合わせるということ。
1:58:43	ここですね、この保安放射線が高い場所においても適用可能な形のものを組み合わせるということ、この①にかわるものとして私たち成立性確認方法として設定してございますので、
1:58:58	それと、基準の②がですね、管理の消防法施行規則通りに設置するというところについてかなわないということに対して、しかるに、この観点のところではですね、早期感知ができることで、定格熱硬化くらい恐慌管理システムのハマダちよつと見直しをいたしますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:18	笠名悪影響防止できる早期感知ができるということで、機械を図っているものでございます。ただ、ちょっと今セキさんはおっしゃられたんですね、できないところに照らして保安水準設定して、その部分について、設計目標立てたという繋がりがですね。
1:59:35	ちょっと読み取りにくいという御指摘と御指摘だったので、ちょっとこの辺りですね、(3)の設計目標から確認方法のところの記載の見解とかですね、併せてちょっと記載を見直したいと思います。
1:59:53	1 定期スズキすま播但てるかなと思うんですわ。
2:00:00	うん。
2:00:07	ちょっと待ってくださいね。
2:00:20	すいません規制庁の関です。踏み台 2 ページに書いてある(2)元フォロー。
2:00:26	もうこの言葉を定義しているっていう
2:00:31	今日の
2:00:33	アンダーラインの部分っていうのは結局のところは 2 ポツ 2 ポツの 1 の柱書合わせますっていうことを言っているのではないかと私は理解を
2:00:45	したんですけどそうではないということなんですかね。
2:00:49	同じことが書いてあるんじゃないかと思ったんですけども、貯槽の負担金だけなんですけど。はい、比留間でございます達成すべき保安政権としてはですね 2 ポツ 2 ポツ 1 のここに書いてある事項をこちらにでも同じ考え方として持ってきたということで設定したものでございます。
2:01:08	ただそれを達成する各部門のやり方として、①②の要求事項を達成するとき程度今回のできないことを踏まえて観点 1 とか観点にというところで、設計上の対応について確認方法
2:01:25	記載させていただいたといった次第です。はい。
2:01:29	規制庁セキですがよくわかりました。
2:01:33	今言った説明になるように
2:01:36	書いていただいた方がわかると思いますが、同じことなんでいい定義してるっていうことがちょっと理解ができなかったっていうことです。
2:01:51	通じてますかね、ごめんなさい。
2:01:53	はい。関西の引間でございます。はい、おっしゃることは理解しました審査基準の要求事項がかなわないところを踏まえた上で、しかしながら、感知消火の骨となるところの考え方は踏襲してかなわないところについて、個別の設計の確認方法立てたと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:12	ということがですね、伝わるようにちょっと記載を見直したいと思います。はい。切り取る出来高しかしてはそれがわかるとともに、引いた基準にどのくらい沿っていて、層内どんなとこなんですか。ここだと非常に
2:02:28	どこなのかっていう比較的小さい部分がであるということわかるように
2:02:35	が明確な理由にさせていただきたいというふうに考えてます以上、それが事実があればそういうふうにさせていただきます。
2:02:42	書いていただきたいと考えています。以上です。
2:02:48	はい、関さウシジマです。承知いたしました工夫をいたします。
2:02:54	はい。からは以上です。
2:02:57	はい、規制庁のイワノです。ありがとうございます。それではモリヤ室長全体を通して何かありますでしょうか。
2:03:05	とかさ室モリヤですけれどももう大体話は理解しましたので特にございません。以上です。
2:03:14	規制庁のイワノです。ありがとうございます。それではスズキ調停等審査官、何かありますでしょうか。
2:03:22	はい規制庁鈴木です。細かい話。
2:03:27	なんですけど。
2:03:29	資料 4-2 ページの赤のは、9 月の
2:03:35	中で、
2:03:40	3 段落目で、ここで言って書いてあるところなんですけどこの話が先ほど、
2:03:46	この記載が説明の仕方を変えますということだったんでこの 3 段落目だ残るか残らないのかよくわからないんですけれども、資料を作るときに注意をさせていただきたいということなんです、
2:04:03	ここにですねあの乱流っていう流体力学の理論で定義される用語が使われているんですけれども、
2:04:14	そういう用語が使われているにもかかわらず、個々の説明というのは一切機構論的な説明が長くてですね。
2:04:22	高覧理由って何のために使った用語を使っているのかよくわからないんですよ。
2:04:30	何かの数、
2:04:32	その要素様をですね。
2:04:35	説明するときに、色んな理論に基づいた何か用語を
2:04:43	使うんであれば、機構論的に説明して欲しいですし、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:47	機構論的に説明しないのであれば、その様を表せる確かな言葉を普通に一般用語で使っていただければいいのかなと思うので、資料を作るときにはそういったところ、注意して作っていただきたいということ。
2:05:04	議員点いただきたいと思います。
2:05:08	私から以上です。
2:05:11	はい、関西電力タケダでございます。鈴木さん御指摘ありがとうございます。今後の要望用いるときには、その辺十分注意して用いたいと思います。以上です。
2:05:30	規制庁のイワノです。ありがとうございます。鈴木さんもほかには何かもう何も何もありませんでしょうか。
2:05:38	規制庁数ケース私からはいいです。最後の資料1の説明を関西電力はしたいのかなと思ってるんですけど、ちょっと続けていただければ。
2:05:50	はい、規制庁の規制とのイワノです。関西電力の方からそれではあの説明あります。何か説明ありますでしょうか。
2:05:58	3、関西電力引間でございます。医者大きい大きなところといいますか主要なコメントとですね、大事なポイントは先ほどある資料3と呼んでですね、おっしゃっていただいたと思いますので、資料1のほうはですね、現状の構成と
2:06:15	今日の議論を踏まえて、ちょっとここは直すつもりでいるということだけ御紹介する程度にさせていただければと思いますけど、資料がスメクタイトで一応めくっていただいて恐縮なんですけど、検討したかって形で、
2:06:30	スライドナンバーの右肩の2ページ目は、前回6月15日のコメントということで書いておまして、その中のナンバー1が今回主に議論させていただける議会柱書能動的方針のやりとりで交代します。
2:06:47	あとNo.2のところは先ほど紹介した資料2の資料反映でございますので、ここはあまり多くれるところではありませんので、ご紹介しておりませんが、選挙この資料の後半にはですね三番目として、基本的方針としてですね。
2:07:05	消火整合も含めてどのように関連として考えているのかということについては17ページ以降につけておるということでございますので、すいません。続きますが、3Pd上からこれまでの経緯というところ書いてございます。
2:07:23	3ページ目を請負うそんなにねそこが議論になったとは思っておりませんが、4ページ目をご覧ください。4ページ目の点はですね、先ほどセキ様からもやりとりがありましたように、基準のどこにミートしてなくて、どこの部分をどう変えていきたいと思ってるのかと。
2:07:41	いうところがですね、やはりこのページになりを用いる形で、もう少し使われるように広報する必要があるのかなと、ページについてはそのようなことが必要

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かと感じました。所ページ目でございます。5 ページ目は、すみません、本当かと思っております、
2:07:58	保安水準の定義から、そういう設計目標の設定ネット設計目標の設定もですね、本日、かなり拡大兆候の記載であるとかいろいろな件についてコメントいただきました想定を踏まえて、設計目標の設定。
2:08:14	記載とか、そういったところを丁寧に変えていく必要があると思います。資料 3 に分かれておりますが、こちらにかけておりませんのは正当AとかBとかいうことで、今回Bの放射性物質の貯蔵送り込み機能に着目課長機能に着目して、
2:08:31	エリア外への影響を防止するというのがここではあまり触れておりませんので、この 5 ページのところですね、設計目標の設定にはそういったことも盛り込んできちんと御理解いただけるようにというふうになるか、改良回転したいと思っております。
2:08:51	佐藤へと後ろのページはですね、これまでに使ってる資料ではございますが、こちらのほうで少し修正する必要があるかと感じました点はですね、例えば 8 ページ、前根拠ですと 8 ページに漫画としてですね。
2:09:08	天井にへの煙熱が上がって育成だったところで感知できるという漫画になっております。実際のところ、この現状の系統状態とですね、ダクトが同じ条件になるということを意図したものでございますが、この辺りが同じというイメージは持っていたらいいですね。
2:09:26	もう少し今記載の表現の工夫ができないかということちょっと考えていきたいと思っております。差っ引いと 11 ページの真ん中ですね、この辺り、天井の雰囲気とダクトが同じ区域であるということをお伝えしたいと。
2:09:41	そのように考えております。
2:09:44	一方成立損ではっきりはですね、そういう国土だAと記載は変更は予定はございませんが、生徒 16 ページのところご覧いただきますと、整合 690 のエリアについて観点域と観点にということについて、
2:10:04	それぞれの設計上考慮していることですね、まとめた評価として、ここでまとめという形にしてございます。このせ観点 1 と 2 の確認をもって私ども設計した保安水準の確保ができるという確認で主にここで一旦まとめているという形でございます。
2:10:23	あと 17 ページ以降ですが、本日も特段議論はできておりませんが、記載について、基本設計方針は、本日は今後見直しの方向性としてこのように考えておりますといったことですね、23 ページまで。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:40	記載してございます。あと、24 ページ以降は参考として、従前から使っております資料を今議論のときにどう思って引けているものでございます。資料 1 の工程は以上でございます。
2:11:02	はい。
2:11:04	規制庁の今野です。関西電力の鉤ではこれで説明は以上ということよろしいでしょうか。
2:11:13	はい、関西電力で御ウシジマでございます。はい。資料の説明は以上でございまして、コンテンツを承った資料資料 4 でのですね記載の修正雨と反映等をした上で、同じ趣旨でですね資料 1 のほうにも、
2:11:33	それらをブラッシュアップしたいと考えております。私のほうからは以上でございます。
2:11:43	規制庁の今野です。ありがとうございます。それではですねちょっと次スケジュールの関係に移りたいと思うんですけれども、今ですね審査会合を 8 月の 26 日の 10 時から 12 時で予定しております、
2:11:58	今回いろいろコメントした内容っていうのをですね、それ審査会合までに反映できるものなのかどうかっていうその作業のスケジュール感について、ちょっと考え教えていただけますでしょうか。
2:12:26	ちょっと監査ウシジマでございます。本日いただきました資料SURC4 並びに資料 1 への反映ですね、これらにつきまして、今週中に私どもで作業をさせていただきます、材終日の明けて月曜日午前中別ね。
2:12:43	お届けできるような格好で進めさせていただければと思っておりますが、その点いかがでしょうか。
2:12:52	規制庁の伊ワノです。少々お待ちください。
2:13:02	ちょっと 26 日のスピードに関しては前お伝えしていて、今回、一旦もうちょっと現場直して綺麗にして、
2:13:14	やるっていうのはなかなかしんどいかなあという気もするの
2:13:20	私的には、
2:13:24	まず資料も収益、
2:13:28	郵政の方向性については資料 3 であれば、3 ページ目の内容まで。
2:13:36	ぜひ領域で言えば 5 ページまでのところが今事実関係したことが経営しっかり反映されているというところを多分目指す
2:13:48	だろうなというふうに考えているんですが、その認識に
2:13:54	同意はありますでしょうか。ちょっと立ててください。
2:14:01	はい、関さウシジマでございます。今セキさんもおっしゃられた資料の青直す見込みとの点につきましては、私どもも同じ考えでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:14	はい、規制庁の目的ですけどわかりました。
2:14:17	法令で、
2:14:21	もう1週間って決まってるの資料1Gについては1開発サッカーの
2:14:34	夕方はちよい早めの断面で1回出しておいてもらって、それで最終的に23に+23万サーベイランスっていうのは
2:14:47	をしますけれども開発かお昼の
2:14:50	金曜日の
2:14:52	15時ぐらいまでのところでちょっと1回出していただきたいというふうに考えています。これちょっと本当に申し訳ないんですが
2:15:05	私たちのほうもやはりちょっと緊急閉所の完全者数が多いというところが東京あってですね台番出勤体制を減らしていたりしていたもう幹部RIPと思う。
2:15:24	予定通りであるとかそういうちょっと南部にどうしても時間がかかってしまうというところがありますので、そういう
2:15:31	そういう状況も見てですねちょっとそういうお願いをしたいんですけども、可能かどうかご検討ください。
2:15:47	はい。関西ウシジマでございます。今おっしゃられた事情等もですね、終わりということでの承知いたしました。資料1についてはですね、本日5ページのところまでが主な議論となったということで、ここについて早めの修正を加えて、
2:16:05	それと20日の夕方にはお出しできるようにということで頑張ります。
2:16:13	はい、規制庁の鈴木です。それでは
2:16:16	たつの修正あっても、そういう情報がないと思いますので15時の断面理解くださいということをお願いします。
2:16:23	私から、それが守られれば、
2:16:28	それで進めてください。
2:16:33	はい、規制庁のイワノです。ありがとうございました。
2:16:36	それでは最後にスケジュールの関係の全体含めて、関西電力から何かありますでしょうかなければこれで終わりたいと思います。
2:16:49	はい、関西電力島根でございますありがとうございます。今まわし方をやる時になりました件の最終確認でございますが、資料1の審査会合資料イメージですね、こちらのほうは15日を(15)値を目標に頑張るさしていただいて、資料3とか4ですね。
2:17:07	こちらのパネルができたものはそれとして、最終的な提出は23日あけて月曜日にはお出しできるようにということで頑張ってくださいと、そのような段取りで理解いたしました。よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:27	はい。
2:17:28	セキで採泥それで結構です。ただ、
2:17:34	例えばヒアリングの資料として見てた時にですね資料の1の資料よりかは資料3も資料の方がきちっと、
2:17:43	ものとしてはある程度書き込みがされている。
2:17:48	ベースマツから資料3と思いますので、事実確認をしたところもですねなどで資料3をサポートとしてしっかり踏まえた上で資料1に反映していただくっていう
2:18:04	作業かなというふうに考えておりますのでそのところだけちょっと誤解のなきをするサブとしてちょっとお願いしたいというふうに考えてます。以上です。
2:18:17	解散される島でございます。セキ様のおっしゃる通りで、資料3があつてですね、そこからの上積みとして資料2期に持ってきてるところで、逆に資料1のほうは書き足らずというところを今回考えたものですから、資料3の修正を真摯ながら
2:18:34	資料1の反映するという作業はですね、私どもの中であつて展開して参りますので、争点は、この認識で結構でございます。
2:18:43	はいわかりました。
2:18:50	規制庁の今野です。ありがとうございます。それでは本日のヒアリングは、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。